



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 諏訪ノ森会

行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、職員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

2. 内容

・目標1

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性職員の育児休業取得率11%を目指します。

〈対策〉

令和4年4月～

- (1) 周知・取得促進の継続。
- (2) 職員に対し制度の周知を行う。
- (3) 男性職員の育児休業等を活用促進するため、制度の個別周知、制度全般の情報提供により育児休業等取得を促す。
- (4) 育児に関する意識向上に向けた支援を実施する。
- (5) 育児休業からの円滑な職場復帰を支援する。